

在職死亡、パワハラなど問題は山積！

大型補正予算、震災復興による健康問題！

続いて仕事の問題、健康管理では当初予算より多い補正予算があるが、人員は少なく、ほとんどの予算が繰り越され、目茶目茶な職場実態となっている。在職死亡もある。変わらぬパワハラや、公文書偽造ともとれる不適切な資料作成など。平常心ではない状況を追及。これに対し官房長は「法令違反はだめだ」と明快な回答。

東北では七名も の在職死亡

東北では昨年10ヶ月で7名もの在職死亡があり、出張所長が東日本大震災の記録集をまとめている中で、震災関連死亡も思われる悲しい事例もありました。また、専門医を拘束する予算が無いと当局は言い、薬を飲みながら仕事をしている実態も指摘し、健康を確保するための人員確保も求めました。パワハラでは、四国の道路部長への説明資料の

作り直して土日、深夜に及ぶ作業が重要される実態も指摘しました。

当局からは、「事業執行にあたって過度の負担とならないよう配慮したい。時間外労働を縮減出来るよう、長時間勤務が続いた場合は健康診断や個々の職員の指導は人事院規則に則りきめ細かい対応をしたい。単身赴任は負担も大きく、出来るだけ減らすよう任命権者で適切に対応したい。パワハラはないよう取り組む。幹部職員等いろんな場面でしっかりと取り組んでいく。」との回答がありました。

その後「この問題の原因は人員が確保されていないことである。総人件費抑制と云うが、委託費に一人1800万円かかっている。それも含めると総人件費抑制と云っているのか。幹部の趣味で資料を作らされている。」とさらなる追及に対し官房長は「個別の話は聞いた。こういう仕事のやらせ方の問題は最近増えたのは何故か」「業務委託の話は一人で1800万円か。12ヶ月分ですか?。」と実

態を把握していない回答でした。

(補正予算) 国交省として決めたものはない



補正予算の問題では、東北では合計90億円の工事を一人の出張所長でみている。適正な人員配置が出来ていない。「工事発注しても工事に着手出来ない事例が多い。堤防の同じ場所が3件の工事が発注されたが、それらの工事を合計すると30秒に1台のダンプが走る計算となる。住民から苦情が来る。とりあえず苦情が来る。どうにでもなれたい。」と云った生々しい実態も指摘し、補正予算の適正な執行を求めました。これに閣議の財務大臣からの発言では6月で7割、9月で9割の執行目標が示されている。「職場では3月中旬に

契約しろ、技術審査も1日でやれと言われる。100%の発注と云われて「この実態に対し、補正予算は政府全体の話しであり、国交省としての全体的目標を定めているものではない。予算執行は関係法令に基づき、適切に執行されるものだ。」と回答し、さらに官房長から「個別の話は出来ないが、政府の方針に則って全体目標を踏まえて適切に対処していく」と国交省として100%の指示の話しは知らない。」との見解が述べられました。

処遇改善の問題では、6級昇格について九州で管理職で5級で定年退職することになるとの指摘に対して「級別定数の範囲で発令する。定年退職で全て6級としない」と回答したため「管理職に登用したために処遇は知らないは許されない。最後まで努力を」と追求しました。当局は「職務の評価、重要性について級別定数の拡大は、しっかりとやっていきたい。全体として良くなるようやっていきたい」と回答しました。

再任用は任命権者が適切に判断

再任用の問題については、「閣議決定の雇用と年

金の接続をなぜ守らないのか」「任命権者の説明責任は果たさずして追いかけて」と厳しく追及しました。当局は「閣議決定の趣旨を踏まえて、任命権者が適切に判断したものだ」との姿勢に終始し、責任を地盤に転嫁するとういう無責任な態度をとり続けました。

問題意識を受け止めて改善する

最後に、委員長から再任用問題を話しめ色々な問題意識をもっている。職場で頑張っている職員に対して本省として各地整に指導するべきと指摘しました。官房長からは、「職場の実態を良く聞かせてもらった。問題意識を受け止めて、改善していききたい。個別の問題も引き続き対応していききたい」と締めくくりました。



第十七回定期全国大会召集

国交省ユニオン規約第十条及び議事運営細則第二条に基づき、第十七回定期全国大会を召集します

日時 二〇一四年 五月一七日(土)
五月一八日(日)

場所 豊橋市神野新田町ミノ割1-3
ホテルシーパレスリゾート

議題 ①二〇一三年度運動の総括及び二〇一四年度運動方針(案)

②二〇一四年度財政方針(案)

③二〇一三年度会計監査報告

二〇一四年三月二十八日
中央執行委員長 河野 健次

二〇一四年度中央諸役員立候補受付

役員任期満了に伴い、二〇一四年度中央諸役員の選出をおこなうので、左記のとおり立候補受付を公示します。

一、役員と定数
国交省ユニオン規約第二四条による

二、立候補の締切日
二〇一四年五月一八日

三、選挙
二〇一四年五月一八日に大会代議員の投票により行う

四、立候補の届出
立候補する組合員は中央選挙管理委員長宛に届け出ること。届出先は国交省ユニオン 中央本部まで。

二〇一四年三月二十八日